

平成27年6月4日

株 主 各 位

富山市牛島町15番1号

北陸電力株式会社

取締役会長 永原 功

## 第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下のいずれかの方法により、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### [書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」を必ずご確認くださいようお願い申しあげます。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とし、インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山市牛島町15番1号  
北電ビル 2階大ホール

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第91期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

##### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

##### <株主提案（第5号議案から第13号議案まで）>

- 第5号議案 定款一部変更の件（1）
- 第6号議案 定款一部変更の件（2）
- 第7号議案 定款一部変更の件（3）
- 第8号議案 定款一部変更の件（4）
- 第9号議案 定款一部変更の件（5）
- 第10号議案 定款一部変更の件（6）
- 第11号議案 定款一部変更の件（7）
- 第12号議案 定款一部変更の件（8）
- 第13号議案 定款一部変更の件（9）

上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

以 上

添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ホームページ（<http://www.rikuden.co.jp/>）に掲載してお知らせいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話を用いて、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご使用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成27年6月24日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
4. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

### 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer 5.01 SP2以上を使用できること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）  
※Internet ExplorerはMicrosoft Corporationの登録商標です。

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート  
(専用ダイヤル) ☎0120-652-031 (午前9時～午後9時)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## I 企業集団の事業の概況

### 1 事業の経過および成果

当期の我が国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動などにより、期の前半は、個人消費が減少し企業の業況感も悪化するなど景気は弱含みとなりました。

しかしながら、期の後半に入り、生産活動の持ち直しや円安を背景とした輸出の増加などから企業収益が改善し、雇用・所得環境も改善傾向で推移するなど、緩やかな回復基調が続きました。北陸地域においては、本年3月に北陸新幹線が金沢まで開業したことへの期待もあり、同様の状況で推移いたしました。

このような経済情勢のもと、当年度の連結収支につきましては、売上高(営業収益)は、電気事業において販売電力量が減少したものの、再生可能エネルギー発電促進賦課金や交付金の増加および卸電力取引所販売の増加に加え、北陸エルネス株式会社を連結の範囲に含めたことなどから、前年度に比べ231億円増の5,327億円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は230億円増の5,364億円となりました。

また、経常利益は、電気事業において修繕費等は増加したものの、石炭火力発電所の定期点検日数が前年に比べ少なかったことによる石油火力の発電量の減少および燃料価格の低下により、燃料費が減少したことに加え、経費全般にわたる効率化に努めたことなどから、前年度に比べ124億円増の223億円となりました。これに、渴水準備金を引き当て、法人税等を計上した結果、当期純利益は前年度に比べ64億円増の89億円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

#### [電気事業]

当年度の販売電力量につきましては、電灯および業務用は、夏季の気温が前年より低かったことによる冷房需要の減少などから、前年度を下回りました。産業用その他は、大口電力で機械や化学が増加したことなどから、前年度を上回りました。

この結果、販売電力量は278億84百万キロワット時（うち特定規模需要183億24百万キロワット時）となり、前年度と比較すると0.7%の減少となりました。

供給力につきましては、志賀原子力発電所1・2号機が引き続き運転できなかったことから、厳しい状況となりました。

このため、お客さまに夏季および冬季の節電にご協力いただくとともに、水力・火力発電所の補修時期を調整するなど供給面での諸対策を講じたことに加え、出水率が104.2%と平年を上回った結果、供給を維持することができました。

収支につきましては、売上高は、販売電力量が減少したものの、再生可能エネルギー発電促進賦課金や交付金の増加および卸電力取引所販売の増加などから、前年度に比べ175億円増の5,114億円となりました。

また、営業利益は、修繕費等は増加したものの、石炭火力発電所の定期点検日数が前年に比べ少なかったことによる石油火力の発電量の減少および燃料価格の低下により、燃料費が減少したことに加え、経費全般にわたる効率化に努めたことなどから、前年度に比べ197億円増の354億円となりました。

### [その他の事業]

売上高は、北陸エルネス株式会社を当年度より連結の範囲に含めたことなどから、前年度に比べ72億円増の548億円、営業費用は、前年度に比べ68億円増の503億円となりました。この結果、営業利益は前年度に比べ3億円増の44億円となりました。

### 〈事業別の業績〉

	売上高		営業費用		営業利益	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
電気事業	5,114	175	4,760	△ 22	354	197
その他の事業	548	72	503	68	44	3
計	5,662	247	5,263	46	399	200
内部取引消去	△ 335	—	△ 335	—	0	—
連 結	5,327	231	4,928	30	399	201

## 2 対処すべき課題

### (1) 対処すべき課題，経営の基本方針および経営戦略

原子力発電所の停止による厳しい電力需給や収支状況が続く中，平成28年度からの小売全面自由化が決定し，また平成32年からの送配電部門の法的分離に関する法案が国会に提出されるなど，当社グループを取り巻く事業環境は大きく変わろうとしています。

このような中においても，お客さまに「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」という当社グループの社会的使命に変わりはありません。この使命を果たし続けるため，以下の経営方針のもと，諸課題に着実に対処してまいります。

まずは志賀原子力発電所の再稼働に向けた取組みです。敷地内シームの問題解決に向けた確に対応するとともに，2号機の新規制基準への適合性確認審査への対応や安全性向上工事を確実に進め，地域の皆さまからのご理解を得られるよう努めてまいります。

また，小売全面自由化に備えた取組みも着実に実施してまいります。安全最優先を前提とした経営効率化に最大限取り組むとともに，お客さまのニーズを踏まえた営業活動を展開し，コストだけでなくサービスや業務品質などあらゆる点において，競争力を一層高めていく所存です。

今後も北陸地域に根差した企業として地域とともに発展できるよう，これらの取組みを着実に進め，皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指してまいります。

#### 1. 安定供給を確保する

供給安定性，経済性に優れ，発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないことから，ベースロード電源として今後も引き続き重要な役割を担う志賀原子力発電所の安全強化に徹底して取り組むとともに，敷地内シームの問題解決や新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し，早期再稼働を目指してまいります。

また，高稼働が続いている水力・火力発電所の着実な補修や，流通設備の機能維持対策の計画的な実施により，安定供給の確保に向け，最大限努めてまいります。

#### 2. 競争力を高める

安全最優先を前提とした更なる経営効率化や，競争力ある電源の整備・活用により，低廉・良質な電気を安定的にお客さまにお届けするとともに，サービスや業務品質などあらゆる点において競争力を高め，小売全面自由化に対処してまいります。

### 3. 電力システム改革に適応する

小売全面自由化に伴う制度改正に的確に対処するとともに、競争環境整備の一環として、送配電部門の一層の中立化が求められる中、電力の安定供給と業務の中立性・透明性確保の両立に向け、適切に取り組んでまいります。

### 4. グループ全体の収益性を高める

LNG販売を含めた総合エネルギー事業の展開や、グループ各社の競争力強化に向けた取組みにより、グループ全体の収益性を高め、持続的成長を目指してまいります。

### 5. 経営基盤を支える取組みを徹底する

安定供給や競争力強化、電力システム改革に向けた課題等に確実に対処し、当社グループの持続的な成長を図るため、安全最優先を徹底するとともに、女性の活躍推進や活力ある組織風土・職場づくりなど、個人・組織が能力を最大限発揮できるよう環境を整備いたします。

また、当社グループの取組みについて、お客さまや地域の皆さまとの双方向対話活動を展開するとともに、地域との協働による活性化に取り組むことにより、地域社会から信頼いただけるよう努めてまいります。

## (2) 目標とする経営指標

原子力発電所の再稼働時期が見通せないなど、経営環境が不透明であることから、利益目標などの経営指標は設定しておりませんが、これまでの経営効率化の取組みをベースに、資機材調達コストや石炭調達コスト等の更なる低減に努めるとともに、電力の安定供給を確保する観点から、以下の経営指標を設定しております。

<良質で環境にやさしい電力の安定供給>

・お客さま一戸あたり停電回数：0.23回／年 程度

(経営効率化の主な取組み)

- ・競争発注の拡大(平成27年度:50%程度)等による資機材調達価格の低減
- ・近距離国からの調達比率拡大(平成27年度:40%程度)等による石炭調達コストの低減
- ・火力発電所定期点検の工程・内容の見直し等による燃料費の低減
- ・人件費・諸経費の抑制
- ・供給余力を最大限活用した卸電力取引所への販売



### 3 設備投資の状況

#### (1) 当年度における設備投資額

区 分	投 資 額
電 気 事 業	1,164 億円
その他の事業	27
合 計	1,192

#### (2) 当年度中に運転開始した主な設備

設備別	名 称	概 要	運転開始年月
発 電	北 又 ダ ム 発 電 所	河川維持流量発電 出力 130キロワット	平成26年11月
変 電	敦 賀 火 力 発 電 所	連絡用変圧器 電圧 27万5千ボルト 容量 20万キロボルトアンペア (増設)	平成26年11月

#### (3) 当年度における主な建設中の設備

設備別	名 称	概 要	運転開始予定年月
発 電	片 貝 別 又 発 電 所	出力 4,400キロワット	平成28年5月
発 電	富山新港火力発電所 L N G 1 号 機	出力 42万4,700キロワット	平成30年11月
変 電	新 富 山 変 電 所	電圧 27万5千ボルト 容量 40万キロボルトアンペア (取替)	平成27年6月

(注) 片貝別又発電所は、平成27年12月に一部運転開始予定であります。

### 4 資金調達の状況

#### (1) 社 債

発 行 額	償 還 額
650億円	1,082億円

(注) 発行額はすべて国内普通社債であります。

#### (2) 長期借入金

借 入 額	返 済 額
620億円	281億円

#### (3) 短期借入金

当年度における短期借入金の総借入額と総返済額を差し引きした結果、3億円の純減となりました。



## 5 財産および損益の状況の推移

区 分	平成23年度 (第88期)	平成24年度 (第89期)	平成25年度 (第90期)	平成26年度 (当期)(第91期)
売上高(億円) (営業収益)	4,951	4,924	5,096	5,327
経常利益(億円)	10	17	98	223
当期純利益(億円)	△52	0	25	89
1株当たり当期純利益	△25円32銭	0円47銭	12円05銭	43円05銭
総資産(億円)	13,859	13,959	14,401	14,794

## II 企業集団および当社の概況 (平成27年3月31日現在)

### 1 企業集団の主要な事業内容

電気事業 (供給区域：富山県，石川県，福井県 (一部を除く)，岐阜県の一部)

### 2 企業集団の主要な事業所等

(1) 当社の主要な事業所および発電所

本店	(富山市)
地域共生本部	(金沢市)
原子力本部	(石川県志賀町)
支店	富山支店 (富山市)，石川支店 (金沢市)，福井支店 (福井市)
支社	高岡支社 (高岡市)，魚津支社 (魚津市)，七尾支社 (七尾市)， 小松支社 (小松市)，丹南支社 (越前市)，東京支社 (東京都港区)
営業所	供給区域内6か所
水力発電所 (出力8万 キロワット以上)	神通川第一発電所 (富山市)
	和田川第二発電所 (富山市)
	手取川第二発電所 (白山市)
	有峰第一発電所 (富山市)
	有峰第二発電所 (富山市)
火力発電所 (出力25万 キロワット以上)	富山火力発電所 (富山市)
	福井火力発電所 (坂井市)
	富山新港火力発電所 (射水市)
	敦賀火力発電所 (敦賀市)
	七尾大田火力発電所 (七尾市)
原子力発電所	志賀原子力発電所 (石川県志賀町)

(2) 子会社等の本店

【連結子会社】	
日本海発電株式会社	(富山市)
北陸発電工事株式会社	(富山市)
北電テクノサービス株式会社	(富山市)
北陸電気工事株式会社	(富山市)
日本海コンクリート工業株式会社	(富山市)
北陸通信ネットワーク株式会社	(金沢市)
北電情報システムサービス株式会社	(富山市)
北陸エルネス株式会社	(富山市)
北電産業株式会社	(富山市)
日本海環境サービス株式会社	(富山市)
北電技術コンサルタント株式会社	(富山市)
株式会社北陸電力リビングサービス	(富山市)
北電パートナーサービス株式会社	(富山市)
【持分法適用関連会社】	
株式会社ケーブルテレビ富山	(富山市)

### 3 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (前年度末比増減)
電 気 事 業	4,956名 ( 103名増加)
その他の事業	3,283名 ( 999名増加)
合 計	8,239名 ( 1,102名増加)

(注) 当年度から、子会社とした北陸電気工事株式会社および北陸エルネス株式会社を従業員対象に含めて記載しております。

#### 4 重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
<b>【連結子会社】</b>	百万円	%	
日本海発電株式会社	7,350	100.0	電気の卸供給
北陸発電工事株式会社	95	100.0	火力・原子力発電設備に関する工事
北電テクノサービス株式会社	50	100.0	水力発電・変電設備の保守
北陸電気工事株式会社	3,328	50.1	電気工事
日本海コンクリート工業株式会社	150	80.0	コンクリートポール・パイルの製造・販売
北陸通信ネットワーク株式会社	6,000	100.0	専用通信回線サービス, データ伝送回線サービス
北電情報システムサービス株式会社	50	100.0	ソフトウェアの開発・保守
北陸エルネス株式会社	200	75.0	LNGの販売
北電産業株式会社	100	100.0	不動産の賃貸・管理, 人材派遣, リース
日本海環境サービス株式会社	50	100.0	環境調査, 環境緑化
北電技術コンサルタント株式会社	50	100.0	土木・建築工事の調査・設計・監理
株式会社北陸電力リビングサービス	50	100.0	電気機器等の普及・補修
北電パートナーサービス株式会社	20	100.0	電力設備の保守, 電力関連施設の運営
<b>【持分法適用関連会社】</b>			
株式会社ケーブルテレビ富山	2,010	13.4	有線テレビ放送サービス

- (注) 1 出資比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2 当社は、北陸エルネス株式会社を、株式譲受けにより、平成26年6月10日付けで子会社といたしました。  
 3 当社は、北陸電気工事株式会社を、株式公開買付けにより、平成27年3月23日付けで子会社といたしました。

## 5 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	725 億円
株式会社みずほ銀行	655
株式会社日本政策投資銀行	496
株式会社北陸銀行	482
明治安田生命保険相互会社	305
株式会社北國銀行	264
第一生命保険株式会社	200
三井生命保険株式会社	150
株式会社福井銀行	142
株式会社富山第一銀行	120

## 6 当社の株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 4億株  
 (2) 発行済株式総数 2億1,033万3,694株  
 (3) 株主数 9万1,973名  
 (4) 大株主

株主名	持株数 および出資比率
富山県	11,270 千株 5.4 %
株式会社北陸銀行	7,700 3.7
北陸電力従業員持株会	7,214 3.5
株式会社北國銀行	6,000 2.9
日本生命保険相互会社	5,941 2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,343 2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,838 1.8
株式会社みずほ銀行	3,341 1.6
株式会社富山第一銀行	2,740 1.3
みずほ信託銀行株式会社 (退職給付信託北陸銀行口)	2,665 1.3

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得、処分および保有

	取得または 処分の株 数	取得または 処分価額の総額
単元未満株式の買取り請求による取得	10,496株	15百万円
単元未満株式の買増し請求による処分	1,736	2
決算期における保有株式	1,518,275	—

(注) 上表における株式は全て普通株式であります。

## 7 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
永原 功	※取締役会長	北陸経済連合会会長 とやま医療健康システム株式会社取締役社長 株式会社カタレ富山取締役会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長
久和 進	※取締役社長	富山経済同友会代表幹事 黒部川電力株式会社取締役
堀 祐一	※取締役副社長	
三鍋 光昭	※取締役副社長	富山共同自家発電株式会社取締役社長
金井 豊	※取締役副社長 地域共生本部長 原子力本部長	
赤丸 準一	常務取締役	日本海発電株式会社取締役社長
矢野 茂	常務取締役	
堀田 正之	常務取締役	北電パートナーサービス株式会社取締役社長

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
西野 彰 純	常務取締役 原子力本部副本部長	
長谷川 俊 行	常務取締役	北電テクノサービス株式会社取締役社長
尾 島 志 朗	常務取締役 営業本部長	
高 桑 幸 一	常勤監査役	
湊 見 隆 昌	常勤監査役	
深 山 彬	監 査 役	金沢商工会議所会頭
川 田 達 男	監 査 役	セーレン株式会社取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 福井商工会議所会頭
高 木 繁 雄	監 査 役	富山商工会議所会頭 富山県公安委員長

- (注) 1 ※印は代表取締役であります。  
2 監査役 深山 彬, 同 川田達男, 同 高木繁雄は, 社外監査役であります。  
3 当期中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

平成26年6月26日	常務取締役 近谷雅人が退任 監査役 犬島伸一郎が退任
平成26年6月26日	尾島志朗が取締役に就任 高木繁雄が監査役に就任
平成26年6月26日	取締役 尾島志朗が常務取締役に就任

- 4 監査役 高木繁雄は, 平成27年4月23日, 富山県公安委員長を退任いたしました。  
5 常勤監査役 湊見隆昌は, 当社の経理部長を経験し, 財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6 当社はこれまで, 社外取締役を選任しておりませんでした, 取締役員数の削減や任期の短縮化, 執行役員制の導入など, コーポレートガバナンス体制を整備し, 経営の透明性向上や意思決定の迅速化などに努めてまいりました。  
このたび, 当社はこれまでの取組みをさらに強化し, 小売全面自由化などの新たな事業環境に適応していくため, トップマネジメント改革を実施することとし, その一環として, 取締役選任議案に記載のとおり, 社外取締役を導入することといたしました。

(2) 取締役および監査役に対する報酬等

取締役 12名 385百万円

監査役 6名 72百万円（うち社外監査役 4名 17百万円）

- (注) 1 上記には、第90回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含めております。
- 2 当年度（平成26年度）に係る役員賞与については、支給しないことといたしました。
- 3 上記のほか、第90回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に対する慰労金0.8百万円があります。
- 4 株主総会決議による報酬限度額  
取締役 月額 42百万円  
監査役 月額 8百万円

(3) 社外監査役に関する事項

①当年度における主な活動状況

氏名	取締役会出席状況（出席率）	監査役会出席状況（出席率）
深山 彬	100%	100%
川田 達男	100%	100%
高木 繁雄	89%	89%

上記出席状況のもと、各社外監査役は、取締役会および監査役会における議論の中で、企業経営者としての経験と識見等を活かして有益な発言をしております。

②他の株式会社の社外役員兼任状況

- a. 深山 彬氏は、澁谷工業株式会社の社外監査役を兼任しております。
- b. 川田達男氏は、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの社外監査役を兼任しております。
- c. 高木繁雄氏は、日医工株式会社の社外取締役、セーレン株式会社および川田テクノロジー株式会社の社外監査役を兼任しております。

(注) 上記社外役員兼任先と当社との間には、開示すべき関係はありません。



### Ⅲ 会計監査人の状況

#### 1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

#### 2 当年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社および子会社が支払うべき報酬等の額の合計額

62百万円

(2) (1)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額の合計額

42百万円

(注) 当社子会社北陸電気工事株式会社の計算関係書類の監査は、太陽有限責任監査法人が行っております。

#### 3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である電力システム改革への対応に関する助言業務についての対価を支払っております。

#### 4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行います。

### Ⅳ 業務の適正を確保するための体制

#### 「業務の適正を確保するための体制の整備」

当社は、電気事業者として、安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため、業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。

当社は、「隠さない風土」のもとで、この取組みを通じ業務品質の向上に努めるとともに、事業環境の変化に適応しつつ、引き続きお客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

#### 1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
- ・取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を交え、多様な視点を踏まえた意思決定及び監督を行う。

#### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役は、取締役会議事録をはじめ、決裁文書等、取締役の職務執行に関する情報について、保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め、適切に管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役は、自然災害、原子力災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事

- 象に対し、これに迅速かつ確に対応するため、「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また、各部所は、取締役の指揮のもと、定期的に訓練・教育等を実施し、事象発生時の迅速な復旧、被害拡大防止等の対応に備える。
- ・取締役は、不確実性に伴う経営リスクについて、適宜把握・評価のうえ、取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに、必要に応じて、組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し、適切に対応する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会への付議事項を含む重要事項については、原則として週1回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等、効率的な業務運営に努める。
  - ・取締役は、指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに、情報システムの活用により、迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・社長を委員長とし、社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として、「行動規範」の周知徹底を図る等、コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに、コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用を図る。また、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社をあげて毅然として対応する。
  - ・取締役は、設備の保安活動にあたり、法令等の遵守が確実に実行されるための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
  - ・取締役は、財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
  - ・取締役は、社内規則の制定及び契約書の締結にあたり、法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
  - ・内部監査部門は、法令等の遵守状況、その他従業員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るため、定期的又は必要に応じて監査を実施し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、適切な対応を図る。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・取締役は、北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し、グループ各社は、その達成を目指し取り組む。
  - ・取締役は、「グループ会社運営規程」を定め、グループ各社の経営上の重要事項について、事前協議を受ける体制を整備するほか、グループ経営協議会等を通じ、相互の緊密な連携を図る。
  - ・北陸電力グループ各社は、当社に準じて、法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し、適切な運用を図る。
7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、取締役を補助する専任組織として監査役室を置き、必要な人員を配置するとともに、その人事異動については監査役と事前協議を行う。
  - ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会又は監査役に報告する。また、取締役及び従業員は、職務執行の状況等について、監査役が報告を求めた場合は、これに応じる。
  - ・取締役は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、適切に対応する。
  - ・取締役は、監査役の常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧のほか、適切な予算の配分等、監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
  - ・取締役は、監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、内部監査部門は、監査役及びそのスタッフと緊密に連携し、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
8. その他（附則）
- ・非取締役の常務執行役員は、本決議文中の「取締役」に準ずる者として、業務の適正を確保するための体制整備に努める。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,203,533</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>894,920</b>
<b>電 気 事 業 固 定 資 産</b>	<b>833,405</b>	社 債	405,355
水 力 発 電 設 備	107,985	長 期 借 入 金	368,535
汽 力 発 電 設 備	111,524	退 職 給 付 に 係 る 負 債	30,515
原 子 力 発 電 設 備	176,821	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	10,239
送 電 設 備	164,842	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	5,872
変 電 設 備	87,363	資 産 除 去 債 務	56,537
配 電 設 備	146,536	そ の 他	17,865
業 務 設 備	31,908	<b>流 動 負 債</b>	<b>223,647</b>
その他の電気事業固定資産	6,423	1年以内に期限到来の固定負債	87,756
<b>その他の固定資産</b>	<b>43,859</b>	短 期 借 入 金	16,035
<b>固 定 資 産 仮 勘 定</b>	<b>82,218</b>	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	37,841
建設仮勘定及び除却仮勘定	82,218	未 払 税 金	19,852
<b>核 燃 料</b>	<b>105,023</b>	そ の 他	62,162
装 荷 核 燃 料	26,219	<b>引 当 金</b>	<b>16,673</b>
加 工 中 等 核 燃 料	78,804	渴 水 準 備 引 当 金	16,673
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>139,025</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,135,242</b>
長 期 投 資	64,596	<b>株 主 資 本</b>	<b>318,775</b>
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金	9,481	資 本 金	117,641
退 職 給 付 に 係 る 資 産	23,633	資 本 剩 余 金	33,993
繰 延 税 金 資 産	33,580	利 益 剩 余 金	170,449
そ の 他	8,085	自 己 株 式	△ 3,309
貸 倒 引 当 金(貸方)	△ 352	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>16,917</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>275,918</b>	その他有価証券評価差額金	9,350
現 金 及 び 預 金	174,379	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	7,566
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	53,991	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>8,517</b>
た な 卸 資 産	22,087	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>344,209</b>
繰 延 税 金 資 産	6,189		
そ の 他	19,428		
貸 倒 引 当 金(貸方)	△ 157		
<b>合 計</b>	<b>1,479,451</b>	<b>合 計</b>	<b>1,479,451</b>

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	492,801	営業収益	532,760
電気事業営業費用	474,635	電気事業営業収益	510,814
その他事業営業費用	18,165	その他事業営業収益	21,946
営業利益	(39,959)		
営業外費用	21,296	営業外収益	3,667
支払利息	15,342	受取配当金	624
その他	5,953	受取利息	580
		持分法による投資利益	865
		その他	1,597
当期経常費用合計	514,097	当期経常収益合計	536,428
当期経常利益	22,331		
湯水準備金引当又は取崩し	2,688		
湯水準備金引当	2,688		
税金等調整前当期純利益	19,642		
法人税等	10,609		
法人税等	6,288		
法人税等調整額	4,321		
少数株主損益調整前当期純利益	9,033		
少数株主利益	42		
当期純利益	8,990		

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その 他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その 他 の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	117,641	33,993	168,754	△ 3,297	317,092	6,627	1,078	7,705	16	324,814
会計方針の変更による 累積的影響額			3,003		3,003					3,003
会計方針の変更を反映 した当期首残高	117,641	33,993	171,758	△ 3,297	320,095	6,627	1,078	7,705	16	327,818
当連結会計年度変動額										
剰余金の配当			△10,441		△10,441					△10,441
当期純利益			8,990		8,990					8,990
自己株式の取得				△ 15	△ 15					△ 15
自己株式の処分			△ 1	3	2					2
連結範囲の変動			142		142					142
株主資本以外の項目の 当該連結会計年度変動額 (純額)						2,722	6,488	9,211	8,500	17,711
当連結会計年度変動額合計	-	-	△ 1,309	△ 11	△ 1,320	2,722	6,488	9,211	8,500	16,391
当連結会計年度末残高	117,641	33,993	170,449	△ 3,309	318,775	9,350	7,566	16,917	8,517	344,209

# 連結注記表

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 13社

② 連結子会社の名称

日本海発電株式会社、北陸発電工事株式会社、北電テクノサービス株式会社、北陸電気工事株式会社、日本海コンクリート工業株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北電情報システムサービス株式会社、北陸エルネス株式会社、北電産業株式会社、日本海環境サービス株式会社、北電技術コンサルタント株式会社、株式会社北陸電力リビングサービス、北電パートナーサービス株式会社

当連結会計年度において、株式の追加取得により子会社となった北陸エルネス株式会社は、重要性の観点から連結の範囲に含めている。また、株式の追加取得により子会社となった北陸電気工事株式会社は、持分法適用関連会社から除外し、連結子会社としている。

③ 連結の範囲から除外した子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、ホッコー商事株式会社、北陸電気商事株式会社、株式会社ジェスコ、株式会社プリテック

連結の範囲から除外した子会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

### (2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の数 1社

② 持分法適用関連会社の名称

株式会社ケーブルテレビ富山

当連結会計年度において、株式の追加取得により子会社となった北陸電気工事株式会社は、持分法適用関連会社から除外し、連結子会社としている。

③ 持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、ホッコー商事株式会社、北陸電気商事株式会社、株式会社ジェスコ、株式会社プリテック

④ 持分法を適用しない関連会社の名称

黒部川電力株式会社、富山共同自家発電株式会社、日本海建興株式会社、北陸計器工業株式会社、北陸エナジス株式会社、北陸電機製造株式会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、これらを持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

### (3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

- (ロ) デリバティブ  
時価法
- (ハ) たな卸資産  
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法  
有形固定資産は主として定率法によっている。  
なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。
- ③ 重要な引当金の計上基準
  - (イ) 使用済燃料再処理等引当金  
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用（以下、「再処理等費」という。）に充てるため、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号。以下、「再処理等積立金法」という。）により経済産業大臣へ届け出た再処理等費の見積額に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち再処理を行う具体的な計画を有するものとして経済産業大臣へ届け出た使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額（割引率1.5%）を計上する方法によっている。  
なお、平成16年度末までに発生した使用済燃料に対応する再処理等費のうち、従来は見積りができなかった再処理施設の廃止措置費用の計上など、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）12,653百万円については、平成17年度から15年間にわたり毎連結会計年度均等額を計上していたが、平成20年度に再処理等積立金法の改正により再処理等費の見積額が減少したため、見直し後の引当金計上基準変更時差異未計上残高9,752百万円について、平成20年度から12年間にわたり毎連結会計年度均等の812百万円を計上している。当連結会計年度末における引当金計上基準変更時差異未計上残高は4,063百万円である。  
また、再処理等費に係る見積差異は、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌連結会計年度から具体的な再処理計画のある使用済燃料が発生する期間にわたり計上することとしている。当連結会計年度末における未認識の見積差異は、9,136百万円となっている。
  - (ロ) 使用済燃料再処理等準備引当金  
原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、使用済燃料単位当たりの再処理等費用の現価相当額（割引率4.0%）に、対象となる使用済燃料発生数量を乗じる方法により計上している。
- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
  - (イ) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。  
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。  
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。



(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に基づき決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が2,953百万円増加し、退職給付に係る負債が1,435百万円減少し、利益剰余金が3,003百万円増加している。また、当連結会計年度の営業利益、当期経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微である。

- (ロ) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法  
有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。
- (ハ) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

(当 社)

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。  
社債(1年以内に償還すべき金額を含む) 465,375百万円  
株式会社日本政策投資銀行からの借入金(1年以内に返済すべき金額を含む) 48,042百万円

金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される  
債務履行引受契約により債務履行を委任した社債 110,370百万円

(連結子会社)

担保資産  
その他の固定資産 6,331百万円  
投資その他の資産 8百万円

担保付債務  
長期借入金(1年以内に返済すべき金額を含む) 1,555百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,481,641百万円

(3) 保証債務等

- ① 以下の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務  
日本原燃株式会社 37,852百万円  
日本原子力発電株式会社 17,492百万円

株式会社パワー・アンド・IT	1,300百万円
従業員の住宅及び厚生資金借入	13,569百万円
合計	70,215百万円
② 以下の会社が発行する社債に対する保証債務	
日本原燃株式会社	1,212百万円
③ 社債の債務履行引受契約に係わる偶発債務	
以下は、金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任したものである。	
北陸電力第245回国内普通社債	29,670百万円
北陸電力第248回国内普通社債	22,500百万円
北陸電力第250回国内普通社債	28,200百万円
北陸電力第281回国内普通社債	30,000百万円
合計	110,370百万円
契約先別の偶発債務残高は以下のとおりである。	
株式会社みずほ銀行	100,370百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000百万円
(4) 湯水準備引当金は、電気事業法第36条に基づく引当金である。	

### 3 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 210,333,694株

#### (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,220	25	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年10月30日 取締役会	普通株式	5,220	25	平成26年9月30日	平成26年11月28日
計		10,441			

#### (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 5,220百万円   |
| ② 1株当たり配当額 | 25円        |
| ③ 基準日      | 平成27年3月31日 |
| ④ 効力発生日    | 平成27年6月26日 |

なお、配当原資については利益剰余金を予定している。

### 4 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業の運営上必要な資金を、社債発行及び金融機関からの借入れ等により調達している。

長期投資（その他有価証券）は、主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務及び事業状況等を確認している。

使用済燃料再処理等積立金は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年法律第48号)に基づき拠出した金銭であり、経済産業大臣より通知された金額を、同法で指定された資金管理人に積み立てている。

受取手形及び売掛金は、主に電灯料及び電力料であり、電気供給約款等に基づき、お客さまごとに期日及び残高管理を行っている。

有利子負債の殆どは、中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。

デリバティブ取引は、為替相場等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で行っており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とした取引は行っていない。取引にあたっては、社内規程に基づき、信用度の高い金融機関を相手方として、通常業務から発生する債権債務を対象に、執行箇所及び管理箇所を定め、代表取締役の承認を受けて行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていない((注)2参照)。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
資産			
① 長期投資 (その他有価証券)	20,124	20,124	—
② 使用済燃料再処理等積立金	9,481	9,481	—
③ 現金及び預金	174,379	174,379	—
④ 受取手形及び売掛金	53,991	53,991	—
負債			
⑤ 社債 (※)	465,355	481,121	15,765
⑥ 長期借入金 (※)	392,715	413,096	20,380
⑦ 短期借入金	16,035	16,035	—
⑧ 支払手形及び買掛金	37,841	37,841	—

(※) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれている。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

① 長期投資 (その他有価証券)

時価は、取引所の価格によっている。

② 使用済燃料再処理等積立金

特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(平成17年法律第48号)に基づき拠出した金銭であり、取戻しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要がある。帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

③ 現金及び預金、ならびに ④ 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑤ 社債

時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき、市場価格のない社債は、元利金の合計額を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑥ 長期借入金

時価は、元利金の合計額を新規に同様の調達を実施した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑦ 短期借入金、ならびに ⑧ 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注) 2 非上場株式及び出資証券等(連結貸借対照表計上額36,877百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「① 長期投資(その他有価証券)」には含まれていない。

5 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,607円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 43円05銭    |

6 その他の注記

(1) 連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠し、「電気事業会計規則」(昭和40年通商産業省令第57号)に準じて作成している。

(2) 原子力発電設備等に関する電気事業会計規則の変更

平成27年3月13日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成27年経済産業省令第10号)(以下、「改正省令」という。)が施行され、「電気事業会計規則」が改正されたことに伴い、同施行日以降は、原子炉を廃止しようとする場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備(原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。)、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く。)並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用について、経済産業大臣への申請により原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上が認められ、一定の期間で償却することとなった。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

なお、この変更に伴う影響はない。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度より法人税率等の引下げ等が行われることとなった。

これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債は、一時差異等の解消が見込まれる連結会計年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産の純額が2,335百万円減少し、少数株主持分が6百万円、退職給付に係る調整累計額が204百万円、その他有価証券評価差額金が255百万円、法人税等調整額(借方)が2,641百万円それぞれ増加している。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,174,682</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>881,030</b>
<b>電 気 事 業 固 定 資 産</b>	<b>833,924</b>	社 債	405,455
水 力 発 電 設 備	100,288	長 期 借 入 金	366,852
汽 力 発 電 設 備	111,890	関 係 会 社 長 期 債 務	98
原 子 力 発 電 設 備	177,509	退 職 給 付 引 当 金	19,252
内 燃 力 発 電 設 備	39	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	10,239
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	2,785	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	5,872
送 電 設 備	166,881	資 産 除 去 債 務	56,537
変 電 設 備	87,969	雑 固 定 負 債	16,722
配 電 設 備	154,356	<b>流 動 負 債</b>	<b>218,972</b>
業 務 設 備	32,134	1年以内に期限到来の固定負債	87,036
貸 付 設 備	67	短 期 借 入 金	15,000
<b>附 帯 事 業 固 定 資 産</b>	<b>2,547</b>	買 掛 金	24,391
<b>事 業 外 固 定 資 産</b>	<b>10,303</b>	未 払 金	13,182
<b>固 定 資 産 仮 勘 定</b>	<b>80,893</b>	未 払 費 用	41,856
建 設 仮 勘 定	80,879	未 払 税 金	16,116
除 却 仮 勘 定	13	預 り 金	605
<b>核 燃 料</b>	<b>105,023</b>	関 係 会 社 短 期 債 務	19,333
装 荷 核 燃 料	26,219	諸 前 受 金	1,448
加 工 中 等 核 燃 料	78,804	雑 流 動 負 債	1
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>141,990</b>	<b>引 当 金</b>	<b>16,673</b>
長 期 投 資	62,892	渴 水 準 備 引 当 金	16,673
関 係 会 社 長 期 投 資	27,804	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,116,677</b>
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金	9,481	<b>株 主 資 本</b>	<b>293,559</b>
長 期 前 払 費 用	1,913	資 本 金	117,641
前 払 年 金 費 用	12,059	資 本 剰 余 金	33,993
繰 延 税 金 資 産	27,861	資 本 準 備 金	33,993
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 23	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>145,233</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>244,804</b>	利 益 準 備 金	28,386
現 金 及 び 預 金	161,986	そ の 他 利 益 剰 余 金	116,846
売 掛 金	41,339	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	11
諸 未 収 入 金	936	別 途 積 立 金	70,000
貯 蔵 品	19,040	繰 越 利 益 剰 余 金	46,835
前 払 費 用	4,052	<b>自 己 株 式</b>	△ 3,309
関 係 会 社 短 期 債 権	940	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>9,250</b>
繰 延 税 金 資 産	4,910	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	9,250
雑 流 動 資 産	11,742	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>302,809</b>
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 143		
<b>合 計</b>	<b>1,419,487</b>	<b>合 計</b>	<b>1,419,487</b>

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>営 業 費 用</b>	<b>477,747</b>	<b>営 業 収 益</b>	<b>513,008</b>
<b>電 気 事 業 営 業 費 用</b>	<b>476,976</b>	<b>電 気 事 業 営 業 収 益</b>	<b>511,490</b>
水 力 発 電 費	22,963	電 灯 料	162,512
汽 力 発 電 費	184,947	電 力 料	282,356
原 子 力 発 電 費	51,055	地 帯 間 販 売 電 力 料	29,954
内 燃 力 発 電 費	71	他 社 販 売 電 力 料	18,470
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 費	640	託 送 収 益	1,274
地 帯 間 購 入 電 力 料	2,195	事 業 者 間 精 算 収 益	38
他 社 購 入 電 力 料	54,007	再 エ ネ 特 措 法 交 付 金	13,093
送 電 費	28,187	電 気 事 業 雑 収 益	3,782
変 電 費	16,450	貸 付 設 備 収 益	6
配 電 費	37,744		
販 売 費	14,374		
貸 付 設 備 費	6		
一 般 管 理 費	30,902		
再 エ ネ 特 措 法 納 付 金	17,302		
電 源 開 発 促 進 税	10,476		
事 業 税	5,651		
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)	△ 2		
<b>附 帯 事 業 営 業 費 用</b>	<b>771</b>	<b>附 帯 事 業 営 業 収 益</b>	<b>1,518</b>
熱 供 給 受 託 事 業 営 業 費 用	340	熱 供 給 受 託 事 業 営 業 収 益	655
設 備 貸 付 事 業 営 業 費 用	424	設 備 貸 付 事 業 営 業 収 益	849
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用	6	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益	13
<b>営 業 利 益</b>	<b>(35,260)</b>		
<b>営 業 外 費 用</b>	<b>20,218</b>	<b>営 業 外 収 益</b>	<b>3,058</b>
<b>財 務 費 用</b>	<b>15,368</b>	<b>財 務 収 益</b>	<b>1,692</b>
支 払 利 息	15,148	受 取 配 当 金	1,115
社 債 発 行 費	220	受 取 利 息	576
<b>事 業 外 費 用</b>	<b>4,850</b>	<b>事 業 外 収 益</b>	<b>1,366</b>
固 定 資 産 売 却 損	38	固 定 資 産 売 却 益	25
雑 損	4,811	雑 収 益	1,340
<b>当 期 経 常 費 用 合 計</b>	<b>497,966</b>	<b>当 期 経 常 収 益 合 計</b>	<b>516,067</b>
<b>当 期 経 常 利 益</b>	<b>18,100</b>		
<b>渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し</b>	<b>2,688</b>		
渴 水 準 備 金 引 当	2,688		
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>15,411</b>		
<b>法 人 税 等</b>	<b>8,753</b>		
法 人 税 等	4,512		
法 人 税 等 調 整 額	4,241		
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>6,657</b>		

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・ 換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金						
				海外投資等 損失準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			その 他 有価証券 評価差額金	
当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	11	70,000	47,273	△ 3,297	294,008	6,564	300,572
会計方針の変更による 累積的影響額						3,346		3,346		3,346
会計方針の変更を反映した 当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	11	70,000	50,620	△ 3,297	297,355	6,564	303,919
当事業年度変動額										
海外投資等損失準備金 の積立				0		△ 0		-		-
剰余金の配当						△10,441		△10,441		△10,441
当期純利益						6,657		6,657		6,657
自己株式の取得							△ 15	△ 15		△ 15
自己株式の処分						△ 1	3	2		2
株主資本以外の項目 の当該事業年度変動額 (純額)									2,686	2,686
当事業年度変動額合計	-	-	-	0	-	△ 3,784	△ 11	△ 3,795	2,686	△ 1,109
当事業年度末残高	117,641	33,993	28,386	11	70,000	46,835	△ 3,309	293,559	9,250	302,809



# 個別注記表

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

##### (イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (ロ) その他有価証券

時価のあるもの

当期末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ たな卸資産

石炭、燃料油、バイオマス燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当社の確定給付企業年金制度については、当期末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を上回っているため、前払年金費用として計上している。

##### (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

##### (ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理している。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に基づき決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当期の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減している。

この結果、当期の期首の前払年金費用が2,953百万円増加し、退職給付引当金が1,877百万円減少し、繰越利益剰余金が3,346百万円増加している。また、当期の営業利益、当期経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微である。

② 使用済燃料再処理等引当金

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用（以下、「再処理等費」という。）に充てるため、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律」（平成17年法律第48号。以下、「再処理等積立金法」という。）により経済産業大臣へ届け出た再処理等費の見積額に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち再処理を行う具体的な計画を有するものとして経済産業大臣へ届け出た使用済燃料の量に応じて算定した現価相当額（割引率1.5%）を計上する方法によっている。

なお、平成16年度末までに発生した使用済燃料に対応する再処理等費のうち、従来は見積りができなかった再処理施設の廃止措置費用の計上など、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）12,653百万円については、平成17年度から15年間にわたり毎期均等額を計上していたが、平成20年度に再処理等積立金法の改正により再処理等費の見積額が減少したため、見直し後の引当金計上基準変更時差異未計上残高9,752百万円について、平成20年度から12年間にわたり毎期均等の812百万円を計上している。当期末における引当金計上基準変更時差異未計上残高は4,063百万円である。

また、再処理等費に係る見積差異は、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌期から具体的な再処理計画のある使用済燃料が発生する期間にわたり計上することとしている。当期末における未認識の見積差異は、9,136百万円となっている。

③ 使用済燃料再処理等準備引当金

原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料のうち具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、使用済燃料単位当たりの再処理等費用の現価相当額（割引率4.0%）に、対象となる使用済燃料発生数量を乗じる方法により計上している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

② 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債（1年以内に償還すべき金額を含む） 465,475百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）

48,042百万円

金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される

債務履行引受契約により債務履行を委任した社債

110,370百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	2,425,965百万円
(3) 保証債務等	
① 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
日本原燃株式会社	37,852百万円
日本原子力発電株式会社	17,492百万円
株式会社パワー・アンド・IT	1,300百万円
合 計	56,645百万円
② 以下の会社が発行する社債に対する保証債務	
日本原燃株式会社	1,212百万円
③ 社債の債務履行引受契約に係わる偶発債務	
以下は、金融商品に関する会計基準における経過措置が適用される債務履行引受契約により債務履行を委任したものである。	
第245回国内普通社債	29,670百万円
第248回国内普通社債	22,500百万円
第250回国内普通社債	28,200百万円
第281回国内普通社債	30,000百万円
合 計	110,370百万円
契約先別の偶発債務残高は以下のとおりである。	
株式会社みずほ銀行	100,370百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務	
長期金銭債権	813百万円
短期金銭債権	940百万円
長期金銭債務	98百万円
短期金銭債務	19,333百万円
(5) 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額	
熱供給受託事業	専用固定資産
	1,014百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額
	1百万円
	合 計
	1,016百万円
設備貸付事業	専用固定資産
	1,524百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額
	1百万円
	合 計
	1,525百万円
(6) 渴水準備引当金は、電気事業法第36条に基づく引当金である。	
3 損益計算書に関する注記	
(1) 関係会社との営業取引による取引高	
費用	45,869百万円
収益	796百万円
(2) 関係会社との営業取引以外の取引高	391百万円
4 株主資本等変動計算書に関する注記	
当期末における自己株式の種類及び総数	
普通株式	1,518,275株
5 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
減価償却費損金算入限度超過額	12,056百万円
資産除去債務	9,062百万円
退職給付引当金	5,543百万円
渴水準備引当金	4,801百万円

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用	4,720百万円
法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	2,173百万円
使用済燃料再処理等引当金及び使用済燃料再処理等準備引当金	2,132百万円
未払事業税	835百万円
その他	13,081百万円
繰延税金資産小計	54,406百万円
評価性引当額	△ 7,210百万円
繰延税金資産合計	47,196百万円

繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 7,243百万円
その他有価証券評価差額金	△ 3,703百万円
前払年金費用	△ 3,472百万円
その他	△ 4百万円
繰延税金負債合計	△14,424百万円
繰延税金資産の純額	32,771百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率の引下げが行われることとなった。

これに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債は、一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産の純額が2,193百万円減少し、その他有価証券評価差額金247百万円、法人税等調整額(借方)が2,441百万円それぞれ増加している。

#### 6 リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、汽力発電設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

#### 7 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,450円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 31円88銭    |

#### 8 その他の注記

(1) 「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成27年経済産業省令第26号)により、電気事業会計規則が改正されたため、当期の計算書類は、改正後の電気事業会計規則に基づいて作成している。

(2) 原子力発電設備等に関する電気事業会計規則の変更

平成27年3月13日に「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成27年経済産業省令第10号)(以下、「改正省令」という。)が施行され、「電気事業会計規則」が改正されたことに伴い、同施行日以降は、原子炉を廃止しようとする場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備(原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。)、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額(処分見込額を除く。)並びに当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用について、経済産業大臣への申請により原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上が認められ、一定の期間で償却することとなった。この変更は改正省令の定めにより遡及適用は行わない。

なお、この変更に伴う影響はない。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

北陸電力株式会社

取締役会長 永原 功 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田光 完治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西川 正房 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電力株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月14日

北陸電力株式会社

取締役会長 永原 功 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白羽 龍三 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田光 完治 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西川 正房 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電力株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店、支社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、志賀原子力発電所の安全対策の実施状況等を確認しておりますが、今後ともその取組状況を注視してまいります。

平成27年5月19日

北陸電力株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	高 桑 幸 一	㊞
常 勤 監 査 役	沢 見 隆 昌	㊞
監査役(社外監査役)	深 山 彬	㊞
監査役(社外監査役)	川 田 達 男	㊞
監査役(社外監査役)	高 木 繁 雄	㊞

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分にあたりましては、安定配当を継続し、株主の皆さまにお応えしていくとともに、経営基盤の安定・強化に資するため、内部留保の充実を図っていくことを基本方針としております。

事業報告でご報告いたしましたとおり、依然として厳しい経営環境が続いておりますが、上記方針に基づき、期末における配当金につきましては、昨年11月にお支払いいたしました中間配当金と同様に、1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

#### 第91期 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株あたりの期末配当金	25円
期末配当金総額	5,220,385,475円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成27年6月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 会社法施行規則および会社計算規則の規定に基づき、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報の一部につき、インターネットで開示することにより、株主の皆さまに提供したものとすることができるよう、第14条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

(2) 業務執行を行わない取締役および監査役に適任者を招聘し、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役および監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、業務執行を行わない取締役との責任限定契約に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><b>第14条の2</b> 本会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><b>第32条</b> 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(第2項新設)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><b>第40条</b> 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(第2項新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><b>第32条</b> (現行どおり)</p> <p><u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項に関する取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><b>第40条</b> (現行どおり)</p> <p><u>2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に関する監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>

### 第3号議案 取締役13名選任の件

現任取締役11名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、トップマネジメント改革の実施に伴い、社外取締役を導入するため、2名増員とし、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

(五十音順、※印は新任候補者)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	あか まる じゅん いち 赤 丸 準 一 (昭和30年4月24日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員経営企画部部长 平成23年6月 当社執行役員火力部担任 平成24年6月 当社常務取締役(現在に至る) <重要な兼職の状況> 日本海発電株式会社取締役社長	14,900株
2	※ いし ぐろ のぶ ひこ 石 黒 伸 彦 (昭和32年7月23日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年6月 当社東京支社副支社長 平成23年6月 当社支配人原子力本部 志賀原子力発電所所長代理 平成24年6月 当社執行役員石川支店長(現在に至る)	8,462株
3	お じま し ろう 尾 島 志 朗 (昭和32年6月15日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年6月 当社支配人営業本部 営業部長 平成24年6月 当社執行役員営業本部 営業部長 平成26年6月 当社常務取締役(現在に至る) 当社営業本部長委嘱(現在に至る)	6,400株
4	かな い みたか 金 井 豊 (昭和29年10月19日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社取締役副社長(現在に至る) 当社地域共生本部長 原子力本部長委嘱 (現在に至る)	15,255株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	※ かわ だ たつ お 川 田 達 男 (昭和15年1月27日生)	昭和37年3月 福井精練加工株式会社(現セーレン株式会社)入社 昭和60年8月 セーレン株式会社常務取締役 昭和62年8月 同社取締役社長 平成15年6月 同社取締役社長兼最高執行責任者 平成17年10月 同社取締役社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 平成18年6月 福井県経営者協会会長 平成20年6月 当社監査役(現在に至る) 平成21年3月 福井商工会議所会頭(現在に至る) 平成23年6月 セーレン株式会社取締役会長兼社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 平成26年6月 同社取締役会長兼最高経営責任者(現在に至る) <重要な兼職の状況> セーレン株式会社取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 福井商工会議所会頭 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外監査役	15,400株
6	きゅう わ きんじゅ 久 和 進 (昭和24年6月22日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社取締役副社長 平成22年4月 当社取締役社長(現在に至る) <重要な兼職の状況> 北陸経済連合会会長 富山経済同友会代表幹事 黒部川電力株式会社取締役	61,604株
7	※ たか き しげ お 高 木 繁 雄 (昭和23年4月2日生)	昭和46年4月 株式会社北陸銀行入行 平成10年6月 同行取締役 平成14年6月 同行取締役頭取 平成14年7月 社団法人富山県銀行協会(現一般社団法人富山県銀行協会)会長 平成15年9月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ(現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ)取締役社長 平成21年4月 富山経済同友会代表幹事 平成25年6月 株式会社北陸銀行特別顧問(現在に至る) 平成25年11月 富山商工会議所会頭(現在に至る) 平成26年6月 当社監査役(現在に至る) <重要な兼職の状況> 富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役	1,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	※ たか ぼし ゆき ひろ 高 林 幸 裕 (昭和33年7月2日生)	昭和56年4月 当社入社 平成22年6月 当社支配人丹南支社長 平成23年6月 当社支配人経営企画部部长 平成24年6月 当社執行役員経営企画部部长 (現在に至る)	9,212株
9	にし の あき すみ 西 野 彰 純 (昭和30年4月28日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員原子力本部 志賀原子力発電所長 平成25年6月 当社常務取締役 (現在に至る) 当社原子力本部副本部長委嘱 (現在に至る)	11,300株
10	はせがわ とし ゆき 長谷川 俊 行 (昭和31年5月29日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年6月 当社支配人電力流通部部长 平成23年6月 当社執行役員経営企画部部长 平成23年6月 北電テクノサービス株式会社取締役社長 (現在に至る) 平成25年6月 当社常務取締役 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 北電テクノサービス株式会社取締役社長	14,700株
11	ほり た まさ ゆき 堀 田 正 之 (昭和30年4月13日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年7月 当社支配人人事労務部部长 平成23年6月 当社執行役員石川支店長 平成24年6月 当社常務取締役 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 北電パートナーサービス株式会社取締役社長	11,718株
12	※ み やま あきら 深 山 彬 (昭和16年3月30日生)	昭和38年4月 株式会社北國銀行入行 平成9年10月 同行専務取締役 平成10年12月 同行取締役頭取 平成11年4月 社団法人石川県銀行協会 (現一般社団法人石川 県銀行協会) 会長 平成17年6月 当社監査役 (現在に至る) 平成18年6月 株式会社北國銀行取締役会長 平成18年7月 金沢商工会議所会頭 (現在に至る) 平成25年6月 株式会社北國銀行相談役 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 金沢商工会議所会頭 澁谷工業株式会社社外監査役	20,100株
13	や の しげた 矢 野 茂 (昭和32年8月29日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員経営企画部部长 平成24年6月 当社常務取締役 (現在に至る)	15,812株

- (注) 1 川田達男, 高木繁雄および深山 彬の各氏は, 社外取締役候補者であります。
- 2 候補者 川田達男氏は, セーレン株式会社取締役会長兼最高経営責任者であり, 経営に関する幅広い知識・経験を有しており, その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かし, 外部の視点から当社の経営に対する監督機能を強化するため, 社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 3 候補者 高木繁雄氏は, 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ取締役社長および株式会社北陸銀行取締役頭取を経験されるなど, 経営に関する幅広い知識・経験を有しており, その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かし, 外部の視点から当社の経営に対する監督機能を強化するため, 社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 4 候補者 深山 彬氏は, 株式会社北國銀行取締役会長を経験されるなど, 経営に関する幅広い知識・経験を有しており, その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かし, 外部の視点から当社の経営に対する監督機能を強化するため, 社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 5 候補者 高木繁雄氏が株式会社北陸銀行取締役頭取として在任中, 同行におきましては, 平成24年12月7日に北陸財務局より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。内容は, デリバティブを始めとする金融商品の販売等に係る業務運営の適切性を確保するため, 経営管理態勢, 内部管理態勢および法令等遵守態勢の充実・強化を図ることでした。同氏は同行取締役頭取として日頃からコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置づけ, 不正行為防止のための方策を役職員に徹底するよう指示しておりましたが, その指示が全員に徹底されていなかったものです。当該不祥事発生後は, 全庁的な法令等遵守意識の向上と相互牽制機能の充実・強化等の再発防止策を講じて, 内部監査態勢の強化および役職員の教育の充実等について指示するなど, その職責を果たしております。
- 6 候補者 川田達男, 高木繁雄および深山 彬の各氏は, 現在, 当社の社外監査役であり, 就任してからの年数は, 本総会終結の時をもって, 川田達男氏は7年, 高木繁雄氏は1年, 深山 彬氏は10年であります。
- 7 当社は, 本議案において社外取締役候補者各氏の選任が承認可決された場合, 第2号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件として, 各氏との間で, 会社法第423条第1項に関する取締役の責任を, 法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

## 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役 川田達男氏、高木繁雄氏および深山 彬氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠のため監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

(五十音順、※印は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ あき ぼ えつ こ 秋庭悦子 (昭和23年7月10日生)	昭和46年4月 日本航空株式会社入社 平成元年7月 電気事業連合会広報部 平成8年4月 日本電信電話株式会社関東支社広報部 平成11年6月 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事 平成15年5月 特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長 平成22年1月 内閣府原子力委員会委員 平成26年5月 特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長 再就任(現在に至る)	0株
2	※ い とう ただ あき 伊東忠昭 (昭和24年2月16日生)	昭和46年4月 株式会社福井銀行入行 平成20年6月 同行取締役兼執行役専務 平成22年3月 同行取締役兼執行役頭取(現在に至る) 平成22年3月 一般社団法人福井県銀行協会会長(現在に至る) <重要な兼職の状況> 一般社団法人福井県銀行協会会長 株式会社エイチアンドエフ社外監査役	0株
3	※ ほそ かわ とし ひこ 細川俊彦 (昭和21年1月20日生)	昭和45年4月 検事任官 昭和56年4月 大阪弁護士会登録 昭和60年4月 富山県弁護士会登録 平成12年4月 金沢大学法学部教授 平成16年4月 金沢大学法科大学院教授 平成16年4月 富山県弁護士会再登録(現在に至る) <重要な兼職の状況> 富山市個人情報保護審査会会長 富山市情報公開審査会会長 富山県本人確認情報保護審議会会長 富山県都市計画審議会会長 富山県国土利用計画審議会会長	1,533株



- (注)
- 1 秋庭悦子、伊東忠昭および細川俊彦の各氏は、社外監査役候補者であります。
  - 2 候補者 秋庭悦子氏は、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事や内閣府原子力委員会委員を務めるなど、その経歴を通じて培った専門的な知識と幅広い経験を有しており、消費生活やエネルギー・環境に関する専門家としての豊富な経験や識見を活かして、客観的な立場から監査をして頂くため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - 3 候補者 伊東忠昭氏は、株式会社福井銀行取締役兼執行役頭取であり、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かして、客観的な立場から監査をして頂くため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - 4 候補者 細川俊彦氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、その法律の専門家としての豊富な経験や識見を活かして、客観的な立場から監査をして頂くため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - 5 候補者 秋庭悦子、細川俊彦の両氏は、これまで直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記2、4のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したものであります。
  - 6 当社は、本議案において社外監査役候補者各氏の選任が承認可決された場合、第2号議案の定款一部変更の件の承認可決を条件として、各氏との間で、会社法第423条第1項に関する監査役の責任を、法令に定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

## ＜株主提案（第5号議案から第13号議案まで）＞

第5号議案から第13号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（66名）の議決権の数は、611個であります。

### 第5号議案 定款一部変更の件（1）

#### ○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 志賀原子力発電所の再稼働を前提とする施策の凍結

第44条 安全性向上のための追加工事は凍結する。

第45条 2号機の新規制基準への適合性確認審査は取り下げる。

#### ○提案理由

志賀原子力発電所は2011年3月以来2機とも停止中だが、本会社は「早期に再稼働を目指す」として、「再稼働すれば投資の回収は可能」と千五百億～二千億円に上る安全対策工事費を投資している。

一方、2012年7月に「敷地内の活断層が見落とされていた可能性」が指摘され、当時の原子力安全・保安院が断層の再調査を指示した。この断層問題はいまだに決着せず、原子力規制委員会有識者会合の度に「北電見解への疑問、批判相次ぐ」と報じられており、再稼働の目途は立っていない。敷地内には原子炉直下を含め複数の断層があり、それらが動く可能性をどうしても否定できないのが現状なのである。

地震が起きて初めて活断層の見逃しが判明した例が実際にあるのだから、断層があること自体、原発立地は不適當だったと判断すべきで、追加工事は凍結し、回収できない可能性がある投資は打ち切るべきである。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

今後、新興国を中心としたエネルギー需要の増加やそれに伴うエネルギー価格の上昇が見込まれるとともに、地球温暖化問題への対応が必要となる中、エネルギー資源に乏しい我が国では、安全確保を大前提に、原子力を活用していくべきと考えております。国のエネルギー基本計画においても、原子力は「重要なベースロード電源」と明記されております。

当社においては、志賀原子力発電所の停止が長期化し、電力需給は厳しい状況にあり、また燃料費の大幅な増加により収支状況が悪化しております。

このような状況を踏まえると、供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しない志賀原子力発電所は、引き続き活用していくことが不可欠であると考えており、今後も安全強化に徹底して取り組むとともに、敷地内シームの問題解決や、昨年8月に申請した新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し、早期再稼働を目指してまいります。

## 第6号議案 定款一部変更の件（2）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第8章 再処理の凍結

第46条 本会社が日本原燃株式会社と締結している使用済核燃料再処理に関する契約は凍結する。

第47条 すでに六ヶ所村の再処理施設の使用済核燃料プールに貯蔵されている使用済核燃料の取り扱いについては、速やかに日本原燃株式会社と協議する。

### ○提案理由

日本原燃（株）の六ヶ所再処理工場は試験操業の段階で事故トラブルを繰り返し、竣工の延期が22回にも及び、来春に予定されている操業開始も危ぶまれている。

一方、志賀原子力発電所は敷地内にある複数の断層の活動性が否定できず、原子炉建屋直下にも問題の断層があるため、安全審査即ち設置許可の妥当性が問われている。設置許可が取り消されるような事態になれば、再稼働は論外で、新たな使用済核燃料の発生もあり得ないことになる。少なくとも現状では再稼働の目途は立たず、当分の間、新たな使用済核燃料は発生しないことは確実なので、再処理契約は凍結する。

再処理工場がある下北半島の東方沖には長さ100kmに及ぶ大陸棚外縁断層があるほか敷地直下にも断層があり、地震の危険性が高い場所なので、プール内にある使用済核燃料の取り扱いも協議が必要である。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

今後、新興国を中心としたエネルギー需要の増加やそれに伴うエネルギー価格の上昇が見込まれるとともに、地球温暖化問題への対応が必要となる中、エネルギー資源に乏しい我が国では、安全確保を大前提に、原子力を活用していくべきと考えております。

原子力発電に伴い発生する使用済燃料の再処理は、ウラン資源の有効利用と高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減につながり、エネルギー資源に乏しい我が国にとって重要な取組みであると考えております。

また、国のエネルギー基本計画においても、原子力は「重要なベースロード電源」と位置づけられるとともに、使用済燃料の処分に関する課題を解決し、将来世代のリスクや負担を軽減するために「再処理やプルサーマル等を推進する」ことが明記されており、当社は、国の基本方針に従い使用済燃料の再処理を実施していくことが重要と考えております。

## 第7号議案 定款一部変更の件（3）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第9章 使用済核燃料の保管について

第48条 志賀原子力発電所内にある使用済核燃料のよりリスクの低い保管方法について検討するために検討委員会を設置する。

2 当該委員会の構成は、専門家だけでなく、志賀原子力発電所周辺の地域住民、本会社の消費者等を含む幅広い構成とする。

### ○提案理由

使用済核燃料は膨大な量の核分裂生成物を含むので、もし冷却できなくなると非常に危険であることが、福島原発事故によって広く知られるようになった。使用済核燃料の危険性は原子炉が運転中か否かを問わず、地震により使用済核燃料プールが損傷し冷却水が失われた場合の危険性は計り知れない。また志賀原子力発電所のような沸騰水型原発では使用済核燃料プールが格納容器外の原子炉建屋の上部にあるため、地震に対してより脆弱であることが懸念されている。

六ヶ所村再処理工場の使用済核燃料プールは満杯に近づいており、今後は発電所サイト内で使用済核燃料を長期間貯蔵せざるを得ないことが予想される。そこで乾式貯蔵等、よりリスクの低い保管方法の検討を今から始めておく必要がある。また、搬出されるはずだった使用済核燃料がサイト内に留まることになるので、検討の過程には地域住民らも、当然、参加するべきである。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、使用済燃料を再処理施設へ輸送するまでの間、志賀原子力発電所の使用済燃料貯蔵プールにおいて適切に貯蔵・管理することとしております。

使用済燃料貯蔵プールは十分な耐震性を確保しているとともに、万一の場合でも、消防車等を用いて注水できるようにしており、また、現在進めている安全性向上施策により、更に安全性向上を図っております。このように、現行の貯蔵方式は十分な安全性を有しております。

また、貯蔵プールの容量には十分な余裕があり、当面問題はなく、貯蔵プールが満杯になる場合への対策についても、国の政策や社会の状況を踏まえ、適切に対応してまいります。

したがいまして、ご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

## 第8号議案 定款一部変更の件（4）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 廃炉措置によって生じる放射性廃棄物の保管および処理・処分について

第49条 廃炉措置によって生じる放射性廃棄物の保管および処理・処分についても、よりリスクの低い方法を検討するために、あらかじめ委員会を設置する。

2 当該委員会の構成は、専門家だけでなく、志賀原子力発電所周辺の地域住民、本会社の消費者等を含む幅広い構成とする。

### ○提案理由

今年3月に複数の老朽化した原発の廃炉が決定し、廃炉の時代が始まったといわれているが、いずれの原発でもこれから大量に発生することになる放射性廃棄物の搬出先は決まっていない。先行して廃炉が決定し、解体工事準備期間を経て解体作業が始まっている浜岡原発1、2号機でも配管やポンプ等の放射性廃棄物の搬出先は決まっておらず、敷地内で仮置きされることになっている。

原子力発電所を建設した以上、将来、廃炉措置によって必ず生じることになる大量の放射性廃棄物の保管および処理・処分について、問題を先送りすることなく、あらかじめ検討作業を開始することは、事業者としての責務である。また、使用済核燃料の場合と同様に、この検討の過程には地域住民らも、当然、参加するべきである。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

志賀原子力発電所は当社にとって必要不可欠な電源であり、当分の間、廃止措置を行う予定はありません。

また、原子力発電所の廃止措置に伴って生じる放射性廃棄物の処分については、国のエネルギー基本計画において、「発生者責任の原則の下、原子力事業者等が処分に向けた取組を進めることを基本としつつ、処分の円滑な実現に向け、国として必要な研究開発を推進するなど、安全確保のための取組を促進」していくことが明記されております。

引き続き、国とも相互に連携して取り組んでいくことにより、将来においても十分に対応していくことが可能と考えており、ご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

## 第9号議案 定款一部変更の件（5）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第11章 電力システム改革への対応

第50条 電力小売全面自由化に対応するため、供給している電力の電源構成比の他、各電源の発電コスト等、消費者が電力事業者を選択する際に役立つような各種の情報開示を積極的にすすめる。

### ○提案理由

来年4月から電力小売が自由化され、消費者は電力事業者の選択すなわち発電方法の選択が可能となる。顧客離れを防ぎ、地域独占の供給体制のもとで確保されている販売シェアを維持するには、消費者のニーズに応じて必要とされる情報をより積極的に開示して、納得の上で契約し続けてもらうことが必要となる。

再エネ発電促進賦課金と燃料調整費は現在でも消費者に通知されているが、今後は供給電力の電源構成比のほか発電コストなども通知すべきである。とくに原子力発電のコストについては、使用済燃料再処理に係る費用、将来の廃炉に備える積立金、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への一般負担金額など、開示義務の有無に関わらず将来にわたるコストをも含めて分かりやすく説明していくことが求められる。これらの情報開示により事業の透明性を高めることは、消費者の信頼を得ることにもつながる。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、小売全面自由化へ着実に対応するため、安全最優先を前提とした経営効率化に最大限取り組むとともに、お客さまのニーズを踏まえた営業活動を展開し、コストだけでなくサービスや業務品質などあらゆる点において、競争力を一層高めてまいります。更に、低廉な電気料金をはじめとする「北陸電力ブランド」の認知度を高め、引き続きお客さまから選択いただけるよう、努めてまいります。

発電コスト等に関する情報につきましては、従来からホームページや有価証券報告書等において、電源別の発電費用や発電電力量等を開示しており、今後も、積極的な情報開示に努めてまいります。

したがいまして、あらためてご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

## 第10号議案 定款一部変更の件（6）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第12章 株主総会に関する情報公開

第51条 株主総会はインターネット中継し、総会終了後も録画を視聴できるようにする。

2 議事録は議事の概要ではなく、すべての発言内容を確認できるようなものにする。

### ○提案理由

現在では国会や自治体の議会などは、一般にインターネット中継され、会議終了後も録画を視聴できるようになっている。原子力規制委員会などは、会議だけでなく、委員長の記事会見もリアルタイムで中継され、録画も視聴できるようになっており、テープ起こしした議事録、会見録も公開されている。

本会社は電力供給という極めて公共性の高い事業を営んでいるのだから、その株主総会の内容は株主のみならず、地域住民や一般消費者にも公開するべきである。とくに、万が一にも大事故を起こすとその影響は電力供給エリアをこえて広範囲に及ぶような原子力発電所を所有しているのだから、原子力発電の是非をめぐる総会の議論の内容等を開示するのは当然のことである。議事録についても、現行のような概要のみのものではなく、すべての発言内容を確認できるような記録を作成すべきである。



## ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

株主総会のインターネット中継につきましては、株主のみなさまのプライバシーを害するおそれや自由な討論の制約となるおそれがあることから、ご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

また、株主総会の議事録につきましては、法令に基づき、議事の経過の要領およびその結果を適正に記載し、本店および支店に備え置いていることから、ご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

## 第11号議案 定款一部変更の件（7）

### ○議案内容

定款の第2章株式、第11条第3項を以下のとおり変更する。

#### 《現行定款》

##### 第2章 第11条

3 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託する。

#### 《変更案》

##### 第2章 第11条

3 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託するが、株主名簿は、本会社の本店及び本会社本店所在地にある株主名簿管理人の支店において閲覧、謄写できる。

### ○提案理由

株主議案を提出した少数株主が、議決権行使書の閲覧によって株主提案に賛同した株主名を確認し、賛同株主に株主総会の議決結果等の報告文書を送付することは、少数株主として正当な行為である。

ところが、昨年度から議決権行使書に住所の記載が省略され、住所確認のためには株主名簿の閲覧が必要となり、「北陸電力と共に脱原発をすすめる株主の会」メンバーは、賛同株主の住所確認のために株主名簿管理人事務取扱所である三井住友信託銀行大阪本店証券代行部まで行かなければならなかった。

本会社本店総務部では株主の動向を知るために株主名簿を閲覧できる状況にあるにもかかわらず、個人株主は本店所在地において名簿を閲覧できないというのは、少数株主の“株主として権利行使”を困難にするもので明らかに不公正であり、改善されるべきである。



## ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

会社法の定めにより、株主名簿は、会社が株主名簿管理人を置く場合には、株主名簿管理人が株主名簿に関する事務を取り扱う場所に備え置かなければならないこととされており、

当社は、株主名簿管理人を置いており、株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社証券代行部に株主名簿を備え置き、株主および債権者から株主名簿の閲覧または謄写の請求がある場合には、同所において適切に対応しております。

当社は、現行の取り扱いにより会社法上の義務を完全に履行しており、ご提案の定款変更の必要はないと考えております。

## 第12号議案 定款一部変更の件（8）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第13章 役員報酬等の個別開示

第52条 本会社の個々の取締役及び監査役、相談役、顧問等の報酬、賞与その他の業務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は、遅滞なく公表する。

### ○提案理由

株主は取締役に会社の経営を委任しており、取締役の重い責任とその報酬額が見合っているか、株主が個別に判断できるようにするのは当然のことである。しかし、取締役及び監査役に対する報酬等は総額しか公表されず、株主が個別に判断することは不可能となっている。報酬額は明確な基準のもとに決定されているはずであり、取締役会には基準の根拠を説明し、その額が適当かどうかの判断材料を株主に提示する責務がある。監査役についても、同様である。

昨年の「株主総会招集ご通知」には、個別開示しない理由として「プライバシー保護の観点等から」という取締役会意見が記載されていたが、本会社は電力供給という公共性が極めて高い事業を営んでおり、そもそも報酬の原資は電気料金なのだから、自治体の長や議員などの報酬額が開示されているのと同様に、取締役等の報酬は個別開示すべきものである。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

取締役および監査役の報酬限度額につきましては、それぞれ株主総会において決議いただいております。その範囲内で取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により、各人の報酬額を決定しております。

取締役賞与につきましては、各事業年度の業績等を勘案し、支給の都度、株主総会で総額を決議いただき、取締役会で各人の賞与額を決定しております。

取締役会としては、法令に基づき、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬等の総額を事業報告において開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的にも採用されております。

また、相談役および顧問等は当社業務上必要に応じて委嘱しており、報酬等は委嘱内容に応じて適正な金額を決定しております。

なお、各人の報酬額についてはプライバシー保護の観点等から開示しておりません。

## 第13号議案 定款一部変更の件（9）

### ○議案内容

以下の章を新設する。

#### 第14章 ワーク・ライフ・バランス施策の推進

第53条 従業員の仕事と子育て、また仕事と介護との両立を積極的に支援する等、ワーク・ライフ・バランス施策の推進に取り組む。

### ○提案理由

電力自由化が進められる中で、本会社が消費者から選ばれ続けるためには、主婦層をはじめとする女性に支持されることが重要である。女性の感覚を尊重し、女性のニーズを適切に反映させた事業を展開していくには、女性取締役の選任が必要である。女性の登用は政府の重要な政策目標としても掲げられており、女性社外取締役を選任する例は増えつつあるが、本来は社内から本会社の事業に精通した女性取締役を選任することが望ましい。

そのためには、女性社員が重要な職責を担えるような職場の環境整備が不可欠であり、ワーク・ライフ・バランス施策を推進し充実させていかなければならない。それにともない女性社員にも昇進の道がより広く開かれるようになれば、当然、女性社員のモチベーションが向上し、ひいては全体として企業力の活性化につながることを期待できる。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、仕事と生活の調和を図る観点から、育児休業制度や介護休業制度の拡充、フレックス勤務制度の拡大など、従来から様々な施策に取り組んでおります。

また、女性の活躍を後押しするため、平成28年を目途に平成25年の2倍程度の女性役職者数とすることを目指しております。

当社としては女性の意見を経営に反映していくことが大切であると考えており、昨年12月には当社女性社員グループが経営トップへ女性活躍推進に向けた提言を行いました。

上記提言を踏まえ、本年4月に女性の活躍やダイバーシティ、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた施策を実行する専任チームを設置いたしました。今後も、女性の更なる活躍や男女ともに働きがいのある職場づくりを更に推進してまいります。

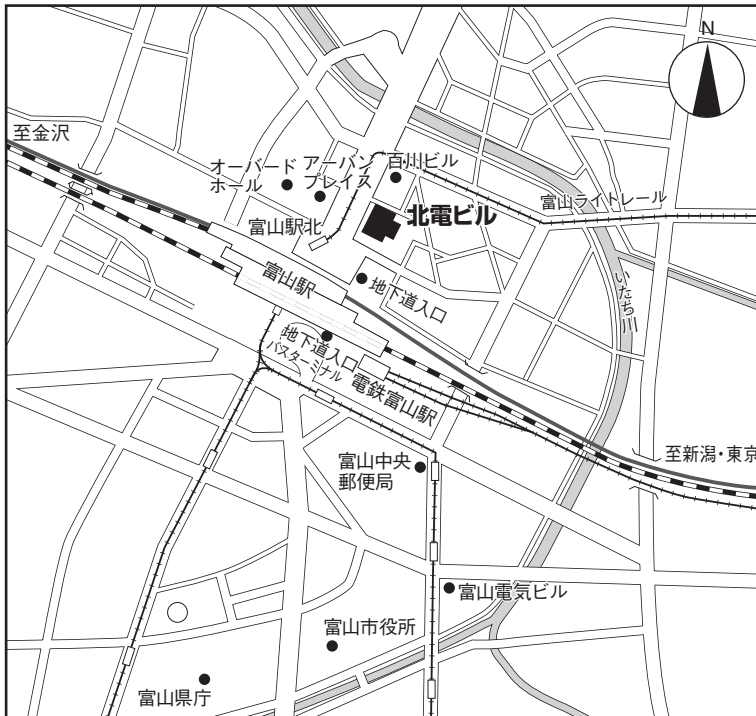
したがって、あらためてご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

以 上

# 株主総会会場ご案内

会 場 富山市牛島町15番1号

北電ビル 2階大ホール



- 富山駅北口から徒歩で約1分です。  
(駅の南口からは、東側約70メートル付近に、北電ビル前へ通じる地下道があります。)
- 会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。